

職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件の概要

1. 趣旨

- 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針（平成11年労働省告示第141号。以下「指針」という。）は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第48条の規定に基づき、同法第33条の5、第42条の2及び第45条の2に定める、職業紹介事業者、募集受託者及び労働者供給事業者（以下「職業紹介事業者等」という。）が事業の運営に当たって、その改善向上を図るために必要な事項等を定めたものである。
- 指針第3の4においては、職業紹介事業者等は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和46年労働省令第24号）第6条の5第2項各号に掲げる書面又は電磁的記録により、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第20条第1項に規定する理由の提示を受けたときは、当該理由を求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対して、適切に提示すべきこととされている。

2. 改正の内容

- 今般、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）の一部の施行に伴い公布された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第180号）により、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第6条の5の規定が、同令第6条の6に改められることに伴い、指針第3の4について所要の措置を講じるもの。

3. 根拠条文

職業安定法第48条

4. 適用期日等

告示日 令和3年3月24日

適用期日 令和3年4月1日

【意見公募手続を実施しないで命令を定めた理由】

今回の改正は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に掲げる「他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき」に該当することから、同条第1項の規定は適用されず、意見公募手続を実施しなかった。